

北海道 札幌 中島公園

八田三郎 182



入

~~大坂~~

大坂 甚已高五毒橋

百三才銀行 佐野直喜

大 阪 朝 日 新 聞 社 用 箋

のみならずしに方は檢事なるもの自奉的につる及退此
 一に取居をつけしとあるは不明なり、即ち司法的にせよ
 一に行政的なきとありしか、えと事輕きものを重く吹聴し、後更
 の希生過つて生を前轉つつもりにあきましか、ソの便とし
 二林が狩野を付しとせよ、此の如く、尤も白虹堂の**前**記事
 二對し、一應は存行禁止の何れと云ふ者、前記に檢事
 は言明せし、アの記事にて禁止はあく留めかたしもの、
 右のゆゑに一松室一小林一林と曰ふ神話にあきましか、何れに
 了り亭に控へ、而して社にお花を大混れ、是等は根をこ
 せにやよ永遠に社を絶縁せし、大是の如く録感にんし、西
 村ははるに控へぬ人おにん、是より放任生活に入り、一
 何れを右記と定めしか、ゆゑは是等橋もも片をう花

大正 年 月 日

大 阪 朝 日 新 聞 社 用 箋

にいらして一々談可仕へん。此之に若うまたあそび他に法節
つに看對者も休腹を切り介も若く返みあふ。社及
小一味にとりて申上者な事らへん。若し嘘しが斯く利
いれらさ小げ役人は罪なるといふ。彼らのお能に譲る。
近く度之とも事都に耳してそ我も。おそ病ひ
致しゆあも

十日 子 子 子 子 子

赫 太 夫

八田三郎

志願所佐野三つ名とや辨りませぬ

十一月一日が日おせ南けへ悔しかるぬ空オドシカ

馬屋三三

大 正 年 月 日